

令和4年度労務管理講習「労働基準法基礎研修」のご案内

働き方改革における労働時間法制の見直しでは、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、労働時間の把握義務など労働基準法や労働安全衛生法の改正が行われました。

労働契約を締結し、賃金を支払い、労働時間、休憩、休日を定め、時間外休日労働などを届け出て、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、賃金その他労働関係に関する重要な書類を作成、保存する根拠となる労働基準法の諸規制の内容を理解しておくことが大切です。

今般、その労働基準法の基礎を学ぶ研修会を下記により開催いたしますので、労務管理担当者を受講させて頂きますようご案内致します。

記

1. 目的

本研修会は、労働基準法、最低賃金法などの基礎知識を身に着けるための自主的な研修で、労務管理担当者の能力向上を図ることを目的としています。

2. 主催

金沢労働基準監督署、(一社)金沢労働基準協会

3. 対象者


事業場において、労働基準法等に基づく労務管理の実務を担当される方等。

4. 日時

令和4年8月3日(水) 午後1時30分～午後4時

5. 会場

石川県地場産業振興センター 新館5階—第1-3研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010)

 変更しました

本館3階 第3研修室

6. 定員 60名

7. 研修内容

事業場で作成、保管、届出する労務管理書類の意味と違反にならないよう気をつけるポイント

- (1) 労働条件の原則、労働契約と退職、解雇、賃金支払5原則
- (2) 労働時間、休憩、休日、休暇の原則と時間外休日労働など
- (3) 年次有給休暇、裁量労働制、年少者、女性、就業規則その他
- (4) 改正事務所衛生規則

8. 受講料 無料

9. 申込方法

受講申込書に所定事項を記入のうえ、郵送又はFAXにてお願いします。

申込先 〒920-0962 金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301 一般社団法人金沢労働基準協会 TEL(076)232-2976 FAX (076)224-2554

10. 受付期間

令和4年7月22日(金)まで(但し、定員になり次第締め切ります。)

11. その他注意事項

- (1) 受付は、午後1時00分から行います。
- (2) 受付では、受講される方の氏名、所属事業場名を確認します。
- (3) テキストと資料は、受付の際お渡しします。

労働基準法基礎研修会 受講申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 金沢労働基準協会 殿

FAX (076)224-2554

事業所名

〒

所在地

連絡担当者

(TEL) (FAX)

日時 令和4年8月3日(水) 午後1時30分～午後4時
場所 石川県地場産業振興センター 本館3階 第3研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010)

労働基準法基礎研修 受講者氏名	

講習で聞きたい事項や労働基準法令に関する質問があればお聞かせください。

【質問要望】 (就業規則の規定の作成の注意点について聞きたいなど)

一般社団法人
金沢労働基準協会

FAX076-224-2554 TEL 076-232-2976

〒920-0031 石川県金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301号

営業時間 9:00～17:00 定休日 土曜・日曜・祝日

一般社団法人金沢労働基準協会は、労働保険事務組合や各種講習を通じて職場の環境づくりを応援します。